

品川区地域公共交通会議設置要綱

制定 令和 2 年 7 月 16 日 区長決定 要綱第 154 号
改正 令和 5 年 1 月 24 日 部長決定 要綱第 85 号
改正 令和 6 年 1 月 26 日 区長決定 要綱第 8 号
改正 令和 6 年 3 月 25 日 部長決定 要綱第 118 号

(目的)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条の第 2 項に規定する地域公共交通会議として、品川区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等（第 8 条に規定する協議会において協議する事項を除く。）に関する事項
- (2) コミュニティバスの運行計画および事業の管理に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、次の各号に掲げるものからそれぞれ 1 名以上選出するものとする。

- (1) 品川区長またはその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 住民または利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長またはその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 交通管理者
- (10) 学識経験者
- (11) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 交通会議に会長および副会長を各 1 名おき、委員の互選により選任された者を充

てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

（交通会議の運営）

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体または機関に属する者を代理人として出席させ、合議および表決を委任することができる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（交通会議の書面開催）

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため委員の招集が困難であると会長が認める場合は、委員からの意見の聴取および賛否の意向の確認を書面の郵送または持ち回りにより行い、委員の過半数からの書面による回答が得られた際に、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- 2 書面開催時の議事の議決方法は、前条第3項に準じ、書面による回答のあった委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

（運賃協議会）

第8条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議を行う際は、同項に規定する協議会（以下「運賃協議会」という。）を置くことができる。

- 2 運賃協議会の委員は、第3条各号に掲げる委員のうち、同条第1号、第2号、第5号および第6号に掲げるものからそれぞれ1名以上選出するものとする。

（協議結果の取扱い）

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（会議の公開）

第10条 交通会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、品川区情報公開条例（平成9年品川区条例第25号）第7条各号に該当するとき。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な協議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- 2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 交通会議の事務局を防災まちづくり部地域交通政策課に置く。

(庁内検討会)

第 12 条 交通会議に、具体的事項を調査するための組織として、品川区地域公共交通庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会の運営に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、交通会議に諮り、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。